

施策評価表(平成21年度実績評価と平成23年度方針)

作成日	平成 22 年 9 月 1 日
-----	-----------------

施策No.	25	施策名	防犯対策の充実	21年度 施策位置付け	<input type="checkbox"/> 重点施策 <input checked="" type="checkbox"/> それ以外
施策統括課名	防災防犯課	施策統括課長名	防犯防災課 増原 貴文		
施策関連課名	福祉総務課、子育て支援課、施設管理課				

1. 施策の目的と成果実績

施策の目的 「対象」	市民、事業所、行政	対象指標名	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績
		人口(1月1日現在、外国人登録を含む)	人	116,117	116,473	116,579
		事業所数 (事業所・企業統計調査)	所	2,752	2,752	2752

施策の目的 「意図」	犯罪を起こさせない安全で安心な生活ができるまちづくりの推進と、市民等の自主的な地域安全活動を支援する。	成果指標	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績
		防犯上安全であると感じている市民の割合	%	46.9 (20年度調査)	59.1 (21年度調査)	59.1 (21年度調査)
成果指標設定の考え方	犯罪にあわずに安全で安心な生活ができているか否かの判断は、市民が日常生活において、防犯上安全であるかと感じている割合から判断する。					

成果指標の把握方法 (引用資料、算定式など)	施策成果アンケート調査から、「市内は防犯上安全であると思うか」という設問に対しての選択肢を「そう思う」または「どちらかと言えばそう思う」と回答した割合の合計とした。
---------------------------	--

施策の成果向上に向けての市民と行政との役割分担	市民の役割 犯罪にあわない、起こさない、安心して暮らせるまちづくりの原点は、「市民自らの問題として、自分自身、家族及び地域は自分たちで守る」という意識をもって日常生活を送ることが大切なことと考える。そのため、近所同士や自治会等の地域コミュニティ単位での相互協力関係を築き、防犯への「地域の力」を高めていく自発的な活動が求められている。
	行政の役割 市民の防犯意識の普及、啓発活動への支援等を通じて安全・安心のまちづくりを推進する。

2. 施策成果の評価

施策成果の水準評価	<p><施策の成果水準評価></p> <input type="checkbox"/> 21年度目標を上回る実績だった <input checked="" type="checkbox"/> 21年度目標通りの実績だった <input type="checkbox"/> 21年度目標を達成出来なかった	<p>①近隣との比較</p> <p>本施策は、各市の財政力、組織体制、街の環境等により、取り組みが異なるので、単純には比較できない。</p> <p>②時系列比較</p> <p>これまで防犯灯維持管理事業により犯罪の発生しにくい環境づくりや、防犯活動団体への補助・連携で啓発活動を推進してきた。市内の全犯罪の発生件数は減少しているが、侵入窃盗は昨年より18件増加した。</p> <p>③市民期待水準との比較</p> <p>本市に限らず、犯罪は増加傾向にある。子どもたちが巻き込まれる犯罪も多発し、凶悪化してきた。子どもを持つ親や高齢者に防犯対策に対するニーズが高くなっている。</p>	<p>貢献度の「高い」事務事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> 防犯灯等維持管理事業 防犯灯整備事業 防犯灯等維持管理支援事業 東久留米市安全・安心まちづくり推進協議会開催事業 かけこみハウス事業 防犯協会支援事業 防犯に関する事務
	<p>根拠： アンケート結果を鑑みて、上記の評価とした。 平成19年10月「安全・安心まちづくり推進計画」を策定し、下記の施策を実施している。 ①防犯ボランティア講演会 参加団体38団体 参加人数75名 ②青色防犯バトロール講習会 資格取得者…33名</p>	<p>貢献度の「低い」事務事業名</p>	

3. 施策コストの実績と評価

施策トータルコスト		単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績	①時系列比較 防犯活動団体への補助金は固定化している。防犯灯の維持管理事業費は防犯灯の設置件数増に伴い、電気代等の維持管理費は増加傾向である。 ②近隣との比較 26市のうち、7割以上で機動力のある組織(防犯担当課等)を整え、具体的な防犯活動を実施している。当市も体制が整い、各市と比較して同水準である。 ③納税者期待との比較 犯罪が多発・多様化している現在、社会的不安は高まっている。市民・自治会・事業所・関係団体の自助・共助とともに行政・警察等の公助への期待は大きい。 <施策事業費の中で上位1/3を占める事務事業名> 防犯灯維持管理事業
	①本施策を構成する事務事業の数	本数	8	8	8	
②事業費(本施策を構成する全事務事業の事業費合計)	千円	83,666	86,710	69,815		
③人件費(本施策を構成する全事務事業の人件費合計)	千円	14,065	14,096	17,937		
④トータルコスト(②+③)	千円	97,731	100,806	87,752		
効率性指標	対象(受益者)1単位あたりもしくは市民1人あたりの施策の					
	⑤事業費(定義式: ② / 市民人口)	円	721	745	599	
	⑥人件費(定義式: ③ / 市民人口)	円	121	121	154	
	⑦トータルコスト(定義式: ④ / 市民人口)	円	842	866	753	

4. 施策の方針設定に際しての前提条件

施策の成果向上における市の関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 市の関与の強化 <input checked="" type="checkbox"/> 市の関与の現状維持 <input type="checkbox"/> 市の関与の軽減 * 行政と市民の役割分担含む 説明： 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けては、行政機関、市民、自治会等地域防犯活動団体、事業者(企業)が相互に連携し、一体となって取り組める環境(仕組み)を整えることが必要である。 平成19年10月に「安全・安心まちづくり推進計画」が策定され、①市の取り組み ②市民の取り組み ③事業者等の取り組み ④土地所有者の取り組みが示された。	<input checked="" type="checkbox"/> 対象の増加による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 対象の減少による施策事業費の減 <input type="checkbox"/> 受益者の行政需要の増加による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 受益者の行政需要の減少による施策事業費の減 <input type="checkbox"/> 制度改訂等による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 制度改訂等による施策事業費の減 <input type="checkbox"/> 施策事業費の増減なし 説明： 「安全・安心まちづくり推進計画」が策定され、市、市民、事業者等、土地所有者の取り組みが示された。 特に自主防犯活動団体は「自分たちの地域は自分たちで守る」を実践する団体であり、その活動を支援・育成をしていくことが安全安心のまちづくりに有効である。 また、防犯灯整備については、宅地開発が進むことから、市が管理する防犯灯施設が増加し、維持管理コスト及び電気使用料が増加していく。	<コスト削減不可事務事業名> (市の裁量ではコストを削減できない事務事業)
	市の裁量でコストを削減できる事業費の金額(比率) * 市条例は含まず	平成21年度実績 0 円 (0 %)	平成21年度実績 75,558,000 円 (100 %)

5. 全庁評価会議で示された施策の方向等

(優先施策の選定) 施策の方向性	23年度の施策位置づけ : 優先施策 <input type="checkbox"/> それ以外 <input checked="" type="checkbox"/> 【主な意見】 ・犯罪が起りにくいまちづくりへの環境整備と市民の自主的な防犯対策活動を促進するために、地域コミュニティの醸成が肝要である。 そのために庁内連携体制の整備をしていく。 ・平成21年度、ひたすら犯が都内一減少し、振り込め詐欺も減少したことは、広報活動の取り組み効果と考えられ、今後も継続していく。 ・安全で安心したまちづくりのために、防犯灯の設置は、不可欠である。
	要検討課題 ①自治会について ・犯罪が起りにくい環境整備、市民の自主的な防犯活動を促進するための支援、協働で防犯対策を進めるための仕組みづくりには、自主防犯活動団体の育成が必要である。 ・その母体となるべき自治会の加入組織率が約4割に留まっている。 ②自助・共助の推進について ・防災防犯活動には、地域住民の協力が必要である。 ・また、防災防犯活動が地域コミュニティ形成のきっかけになるので、広く市民に働きかける。

6. 平成23年度に向けた施策方針

施策をめぐめる環境・状況の変化(予測)	<国・都の方針並びに関係法規等の変化> ・東京都は、安心安全まちづくりを推進する取り組みとして、下記の事業に重点をおいている。 ①青色防犯パトロール活動(補助事業) ②地域安全マップづくり(指導員の派遣) ③防犯カメラ等の設置(補助事業) ④子ども安全ボランティア活動 ⑤落書き消去支援活動等 ・また、実施主体も行政だけでなく、市民の参加を求めている。	成果とコストに関する方針 説明： ・地域自治会、その他地域コミュニティが自主防犯の主体であることを踏まえ、その地域防犯への役割に基づく自主防犯活動の基盤づくりを支援する。 ・地域の安全対策として、防犯灯の整備を行うところである。今後も、宅地開発の進捗にともなう防犯灯施設の増加を踏まえ、地域の防犯灯施設の管理に地域住民の関わりを進めることが、地域住民の自主的な防犯の視点からも有効である。 ・防犯ボランティアによる地域の防犯活動を進めるために、防犯グッズ等の貸与品の整備等、行政として地域住民の自主活動の支援を継続していく。	<取り組みべき課題> * 5.全庁評価会議で示された施策の方向等の「要検討課題」を受けて ①自治会について 犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するため、自分たちの住む街を自分たちの手で守ろうとする意識の高揚や、市や市民・各種市民団体が一体となった地域ぐるみの防犯活動の推進、警察との連携協力のもと地域の犯罪抑止力の向上に努める必要がある。行政組織においては、防犯所管だけではなく、地域防犯組織の形成に有効と考えられる組織連携が求められている。 ②自助・共助の推進について 宅地開発等により新たに形成された住宅地や、長い間自治会等の組織が無く生活してきた地域で自治会等の地域コミュニティ組織を作り上げるのはかなりの困難を伴う。しかし、防犯防災に関しては行政の施策だけでは十分でなく、自分の身は自分が守る(自助)、地域はみんなでする(共助)との考え方のもと、自主的な安心安全まちづくりの地域活動が有効であることを知ってもらう必要がある。
	<市の状況、市民ニーズの変化> ・全国的なひたすら、空き巣、振り込めサギ、俺オレサギ、子供たちが巻き込まれる犯罪などの都市型犯罪が増加する現下の状況の中、防犯対策に対する市民ニーズの高まりを踏まえ、平成16年7月に市民参加による「東久留米市安全・安心まちづくり市民懇談会」を設置。 ・平成19年10月に「安全・安心まちづくり推進計画」が策定され、基本方針として、①犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた意識づくり②同・地域づくり③同・環境づくり④「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域での安全に対するコミュニティづくりのための推進体制の整備が求められている。 ・また、田無警察管内では、振り込めサギが増加傾向にある。		<対応方向> ・行政組織内において、特に地域コミュニティの育成に関係する所管の連携を進めていく。 ・地域コミュニティの強化は、具体的には自治会への加入促進、自治会等の組織での防犯活動の推進と考えられる。 ・行政は地道に防犯に対する市民への啓発、また、関係する課と連携し、組織づくりのきっかけ等に力を注ぐ必要がある。 ・新興住宅等では、なかなか自治会の組織の形成が進まない現状ではあるが、そのような中でも、自治会結成の動きがある地域もあるので、防犯の催し物の案内等の情報提供を行い、その芽を育てなければならぬ。